

1 助成対象者		
1-1	令和6年4月1日以前にがん治療を受けたが対象となるか？	令和6年4月より前に治療を受けていても、4月以降に対象補整具を購入した場合は対象となります。4月より前に購入したものは、対象になりません。
1-2	がん治療を受けたとき、購入したときは田原本町に住民登録がなかった場合も対象となるか？	対象補整具を令和6年4月以降に購入し、申請日の時点で田原本町の住民であれば対象となります。ただし、他の法令等に基づく同等の助成を受けたとき（転入前の市町村で助成を受けた場合など）は対象にはなりません。
1-3	令和6年4月以降に購入した以外の対象要件は？	がんと診断され、その治療を受けた、又は現に受けていること、町税を滞納していないこと、他の法令等に基づく同等の助成金等を受けていないこと。などが要件となります。
1-4	対象者以外の申請は可能か？	窓口へは、原則助成対象である申請者が申請願います。ただし、助成対象者が申請出来ない場合は代理申請でも可能です。（代理申請に関しては、案内の申請に必要な書類を参考にしてください）
1-5	振込口座は家族名義でも可能ですか？	原則として、申請者名義に限りませんが、申請者が未成年で口座がない場合は、保護者の口座に振り込み可能です。
2 補整具の対象経費について		
2-1	今回助成を受けた後に再発等した場合、再度の購入助成は受けられるのか？	同一の方の申請は、補整具の種類（医療用ウィッグ・乳房補整具）につき1回です。1度助成を受けた種類については再度の申請はできません。ただし、乳房補整具について左右それぞれ購入した場合は、それぞれ1回とします。
2-2	申請期限はあるのか？	令和6年4月以降に購入した対象補整具について、購入日の翌日から1年以内に申請することが必要です。
2-3	助成額の上限額は？	助成の対象となる補整具の購入経費の1/2の額を助成しますが、その上限は、医療用ウィッグ、補整下着、人工乳房、のそれぞれの種類とも20,000円が上限額です。
2-4	使用している補整具の買い替えは助成対象か？	以前に助成を受けていなければ対象となります。助成は、補整具の種類ごとに1回限りとなります。
2-5	レンタルの利用料は対象か？	対象外です。購入費のみが対象です。
2-6	付属品やケア用品、購入し際して必要となった経費は対象か？	対象外です。購入費のみが対象です。クリーナー、リンス、ブラシなどのケア用品、購入のための交通費や郵送料（通販等）等も対象外です。
3 対象となる補整具について		
3-1	部分用のウィッグは対象か？ 毛付き帽子は対象か？	部分用については、医療用であっても対象外です。毛付き帽子も対象外です。
3-2	医療用でないウィッグは対象か？	医療用のウィッグが対象ですので、医療用でないものは、対象外です。医療用ウィッグと明記された領収書や明細書が必要です。
3-3	乳房再建手術の手術費用は対象か？	対象外です。乳房補整具の購入費が対象です。
3-4	がんと診断され、治療を受けているが、今後の脱毛や切除に備えて事前の補整具の購入は可能か？	可能です。購入日から1年以内に申請が必要です。
4 申請・添付書類等		
4-1	領収書がない場合は？	領収書がない場合は、申請の受付はできません。購入事業者に領収書の発行を依頼してください。
4-2	ネット通販でクレジットカード利用で購入したので領収書がない場合、申請は可能か？	原則、領収書が必要なため、購入事業者に領収書、明細書を依頼してください。領収書の発行ができない場合は、 ・購入した補整具が掲載されたパンフレットやカタログなどの「購入内容が確認できる書類」 ・レシートやクレジットカード利用明細書、支払い完了メールなどを印刷したもの（本人の宛名が入っているもの）等「支払いが確認できる書類」が必要です。
4-3	領収書の記載内容は？	①購入者名②購入日③購入品名④購入金額⑤領収書発行者名 * 購入品名については購入品がはっきりとわかるよう、内訳や明細、カタログの写し等を添付してください。金額の内訳も必要です。
4-4	申請書の同意欄は記入が必須か？	助成金の交付決定にあたり必要な場合があるため、同意欄には必ず記名をお願いします。
4-5	がん治療に関する関係書類とは？	・がん治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書等で「診療明細書/化学療法又は手術・放射線治療に関する説明書/がん医療連携クリティカルパス、治療方針計画書など」 ・ウィッグの場合は抗がん剤使用などがん治療に伴う脱毛、乳房補整具の場合は外科治療が分かる書類も必要です。
4-6	抗がん剤を実施したのは昔なのだが、脱毛は続いている。ウィッグは申請できるか？	申請できます。 申請には書類（がん治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書等で「診療明細書/化学療法又は手術・放射線治療に関する説明書/がん医療連携クリティカルパス、治療方針計画書など」）が必要です。お手元にはない場合は治療を受けた医療機関へお問い合わせください。